

和蘭政典

上

福岡第一師範學校  
(學校圖書)

分類號	第	號
社會科學	門	
部		
部		
事項	詳書	項
目	書目	
冊		
卷	2	冊
冊	1	
分類號	第	號
分	30.8	

24981

T1A1

23

Ka510

3

和蘭正文典

和蘭正文典

凡例

此書の原本をホロントラットファン子(デルランデン)といふ和蘭  
根本律法といふことなり其律法を云ふは國土を保護  
せんう者なり君民協謙にて設け多し條約書なり  
之を根本律法と名けり一紙たる而律法は此條約書より  
申出まはなり今釋して政典といふ其簡古なりと  
取らぬこと

戊辰窮冬譯者記



和蘭政典

目錄

第一編 國土并人民の事

第二編 國王の事

第一版 徒勞の事

第二版 國王歳俸の事

第三版 國王後見の事

第四版 攝政職の事

第五版 國王即位礼式の事

第六段 國王威権の事

第七段 特進評議官兼に法務局長の事

第三編 國會の事

第一段 國會紳士聚會の事

第二段 下院紳士の事

第三段 上院紳士の事

第四段 兩院懇俸心得の事

第五段 立法の権の事

第六段 歳費見積の事

第四編 州會并に邑會の事

第一段 州會紳士の事

第二段 州會権威の事

第三段 邑會の事

第五編 刑法事務の事

第一段 刑法総則の事

第二段 大裁判所及び刑法官の事

第六編 教法の事

第七編 會計の事

第八編 兵備の事

第九編 水利の事

第十編 教育并に濟貧の事

第十一編 政典変革の事

目錄終

和蘭政典

神田孝平譯

千八百四十八年校定

第一編 國土并に人民の事

第一條

至齊和蘭國の取欲政羅巴洲内<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>に在る者は左に現は  
 法外なり。即ち北に<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>班宿德、西に<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>系南、南に<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>荷蘭、北に<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>荷蘭、非  
 里薩、病威、辛塞、奇羅、埃、倫、及ひ、<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>其國邊の地を除の外  
 靈堡、<sup>イタリヤ、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、トルコ、ロシア、プロシヤ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー</sup>マーストリフト、ヘンロのニ城并に其國邊の地を除の外

を亦日耳曼此會盟に加せり

第二条

律法に非されし法外又は法を或る合併し或る  
台聚するを得ん

律法に非されし國界外界を處すべし

第三条

和蘭内より住居する者は國內の人にも外此人も  
身体財産の保護を彼ふると同様なり

外國人は居るを辨し居るふも律法に違ふ

但し外國人引渡の事し然き外國君と重て條約何  
も之に違ふ

第四条

諸民権の行ひ方を律法の定む

第五条

和蘭人は非されし人を撰挙し又撰挙せしむ權を得  
つを得ん

第六条

國事に係る諸職務を各和蘭人は之を命するを得

得べし

外国人をも律法に非されざるを命に與ふるに

第七條

何人をも和蘭人と稱はざるべきを律法より之を定むべし

外國人の歸化を律法に非されざるを許さざるに

第八條

何人より限るに自己の意見を書き著すべし印行すべし

物き預め以味を交ふるに及ぶに非ざるを律法に違背

するを何人も其責を免るべし

第九條

國民何れも預の筋何れも書面を認め難むるの權あり

但し必し書人の名前を認むべし一書は多人の名

前を認むべし多人の名前を表向れ免許を受けら

仲問或は組合等に限るべし一書は其書面の趣意は仲問

一律に係る事し不詳也

第十條

國民仲間を結ぶ集會を爲すの權あり

但し右の權を行ふに當りて國中一統の利害に係る

るりあまは律法より之を愛通——或を制限すりて  
あま——

第二編 國王の事

第一段 継位の事

第十一条

和蘭王の位を現をオラニ、ナスサウ公キルレムフレテリック推薦非得理階の  
は属に——陛下死後の後を次の定法に依り陛下の正  
統子孫に傳ふ——

第十二条

今王の正統を現在正統番魚生國風王女フレデレツカロイ  
サ、サルヘルシナの既を生る或を後継生するは諸王台其他を



國會形知の上より玉王に娶りたまふる玉妃の生むまは  
徳王子と限之

第十三条

王位は前生れ権何の方と相傳あるべし——故より國王の長  
男を第一とし若し長男卒去の節は長男の男子又の  
名代として位を嗣之

第十四条

長男に男子なき時は次男又し次男の男子前生の権は  
是の名代として位を嗣之

第十五条

オラニイナスサウの家より男子なくし女は前生の権  
は是の國王に女子不傳ふべし

第十六条

國王に女子なくし時より前王の最も年長かり男子乃  
血筋の最も年長かり女子は家不傳ふべし——是を改  
率すすは女は名代として其子不傳ふべし

第十七条

前王の男子に血筋なくし時より最も年長かり女子の血筋

は傳ふべし——從て男子は血筋も女子の血筋も先立ち年  
長は血筋は年少の血筋は先立ち男子は女子より先立ち  
年長は年少の先立ちべし——

第十八條

國王は死すべし——て死すべし——オラニ、ナスサウは血筋も男子  
の子をて時を王家の連枝は最も血筋は傳ふべし——是れ  
既に死すべし——て其の子傳ふべし——

第十九條

他家に嫁せる女子位を嗣く胡る實家——屬せる法權

利其家よ歸——前は裁する事あり——適者——男は  
女子先立ち年少の先立ち——且其王孫の傳へるは  
他の血筋は位を讓ることを得に

第二十條

王女は會に承諾せし——て婚姻する時王位傳承は  
權を失ふべし——女王國會の承諾せし——て婚姻する時  
王位を失ふべし——

第二十一條

當今國王は子孫全く断絶す。時を王の妹故アリ、ユンス井、

キリユ子ンブルフの世子カアレルゼオルジアウギユストの後室フレデ  
レカロイサ、井ルヘレミナ・ファンオラニー若しくは第十二条に合  
て此後婚姻の上り生るは——正統子孫に傳ふに——

第二十二條

古王女にも正統子孫がなきは故御慮第五公女妹  
叔トスサウウエイブルフ侯女妃カロリナ・ファンオラニーの婿男に  
傳ふに——是亦前生の權と名代の權とより傳ふに

第二十三條

非常の時機に在り餘義なく正統の次序を變へ

るは何等の對も第九十九條第一百零七條第一百九  
十九條に示せる政典を專ら以て後きを以て其段由王  
より布告らるに——

第二十四條

若し此政典に相違せしむる時其前條と同様  
に——

國王死去の時正統に在りて定むるべきに或る欠乏を  
有する時は國會紳士の人多きを依りて兩院合併會議の上  
より之を定むに——

第二千五条

第二千一条第二千二条第二千三条第二千四条を示  
せる場合に對しては継修の法第十二条第十三条第十  
四条第十五条第十六条第十七条第十八条第十九条  
此定より従ふべし

第二千六条

國王は盧森堡公に爵位の外他五の爵位を並任す  
べからず

政府の居所何等此場合たることも決て國界は外に

移すべからず

第二段 國王歳俸の事

第二千七条

千八百二十二年八月二十六日此律法より定まりたる  
國王附の官地并り千八百四十八年國王より私領  
を納せ國王附の官地と爲せし地より收むる税金  
の外今王衛扈二座陛下は年々國庫より一百万  
元を得べし

王位の俸金は即位の後毎より律法より之を定む

第三十八條

國王入用の為り、各館夏館を夜くべし、但し、お黄  
用の圓役も毎年五萬元より多らざらん

第三十九條

國王及び太子と身體より属はぬ賦税を悉く免るべし  
其他は賦税を國王及び太子と雖も之を免つべし

第三十條

王家の内政を國王の隨意たらん

第三十一條

王妃寡居する時、年々國庫より十五萬元を得

第三十二條

國王に長子無く、血筋の男子なく、後來王位を継ぐ  
べき者を國王に隷属の主とす、之を太子と稱す

第三十二條

太子は十八歳より及ぶ時より後年と國庫より十萬元を得べし——第十二條に通りおて此を娶ふの後を指し——二十萬元を得べし——

第三段 國王後見の事

第三十四條

國王十八歳より及ぶまでは之を成人と稱すべし——

第三十五條

國王未だ成人より及ぶされたる皇族若しは名望ある和

蘭人教員を擇む後見職とす——法律に之を倚頼す——

第三十六條

後見職此動向并に擧げの事は法律に經べし——法律も兩院合併會議より之を決定すべし——

第三十七條

法律も嗣子幼年がある國王存生中おて是を取極め置くべし——若し國王死告れりて取極めざる可成る幼年がある國王の最近き親族教員を後見職取

極の相談し加ふ

第三十八條

後見職は撰まれ一人其職は純く前二兩院會保  
列席の内不於て首席の若次は如く誓を為す

我等皇後國王は忠勤を盡す

ふ

我等後見職相應に勤を降りなくお勤免

殊に國王は政典を遵奉し國民を愛護せ

らむ一き極は訓導は道を書けしと誓ふ

皇天上帝に冀く我等を祐む何れ

第三十九條

君は國王自ら國政を執ると能きれば第三十六條以  
下幼年なる國王は後見し純き書せざる定は通り國王  
の身は必要なる後見職を設け

第四條 攝政職の事

第四十條

國王幼年は万は攝政職して國王の威權を執行す

第四十一條

攝政職を律法より之を命じ之——此律法を攝政  
職相変りたりて之を國王幼年此官を廢し之たり  
べし之を兩院合併會議の上にて右律法を取極め置  
たり幼年たりて國王存生此際右律法を取極め置  
たり

第四十二條

國王自ら政を執るる能はざる時は其威權を攝政職  
に托すべし

特進攝政官及び法律事務局長官相告り精密に吟  
味の上國王に政務の堪ざるを明かす時は速に倍救  
の紳士を召集め之に情實を告げ知らしむべし

第四十三條

紳士を告げ知らしむるを吟味し兩院倍救紳士合併會議  
の上情實を明かすも其次第を盡面し——律法布  
告は体裁より前條に趣を布告し之——

第四十四條

太子十八歳未滿たりしは第四十條第四十一條此律法



此如くして攝政職を置き國王自ら能く政務を執  
行すべし至るに太子十八歳に満る時之を罷むべし

第四十五條

攝政職は任既して定まれば兩院紳士全員の席より  
首席に居る者次此如く誓を爲すべし

我等多度國王に忠勅を盡すべしと誓ふ  
我等國王幼年の間或は國王政務に堪ざる  
る國王の威權を執行ひ間斷なく政典を遵  
奉守濟すべしと誓ふ

皇天上帝冥々我を祐むべし

第四十六條

第四十二條此時候り當り太子十八歳に満る時  
は法に於て攝政職を任せざるべし

第四十七條

第四十二條此時候り當り太子攝政職を任せざる  
るも同條に示せし通り會議して國王に威權を執行  
すべし

國王死後太子定まらざる欲或る太子幼年にして

攝政職定まらざるも其定まりたるを旧所たるに  
其會議中より長官一員を推し兩院紳士合併に  
席して在り如く誓を各に

我等此度設けたる攝政職に役を勤め  
國王の威權を執行し政典を遵奉守護す  
べしと誓ふ

皇天上帝萬々を我を祐るべし

第四十八條

攝政職を命ぜらるる時又皇太子を攝政職に任  
せしむる時を定め國王は歳俸中より若干分を分ちて  
攝政職の俸給とすべし  
此定は攝政職勅任中 変更あり得るに

第四十九條

國王第四十三條の場合に當りて一旦本復すると  
ありしを直りて同條に示せし條件を廢止し列し一律  
を定め政權を國王に返すべし

第四十三條に廢止なきものは兩院紳士より國王に容

体をも問合す毎下し諸事務局に長官并に後見職も  
も自身に面會して返答いさしに應

第五段 國王即位礼式此事

第五十條

國王改權を更取らば否や安特<sup>アムステルダム</sup>境有に内より兩院紳  
士合佛列席し庶民聚觀の中より誓書を為し即位  
此禮を終るべし

第五十一條

國王庶民聚觀此中より次此如く誓約を為しに

我ら和蘭國民より對し和蘭政典を問答を  
し遵奉安衛すべしと誓ふ

我ら我ら此所及を盡し我國の境界並に  
獨立を并無保全し國中人民の通別自由  
并に其權利及び其安全幸福を保持張増  
し凡そ律法の辨はるは所有方器を盡  
し賢明なり國王の爲にべき事を為し遠  
く辱しと誓ふ

皇天上帝 萬々我を祐り給へ

第五十二條

國王此誓終て後會集此中して諸紳士の答誓詞の  
隨て其諸紳士首席の者此誓言を唱へ誓式を  
祈ひたまへり列坐の者も人つて誓式を行ふべし

我等和蘭國國民此誓代して致興し其  
き陛下を國王として奉戴すべしと  
誓ふ

我等陛下此誓にんぐらふ事と王位の利權

とを保守にんぐらふと誓ふ

我等純良忠貞なる紳士此祈ふべき徳行  
を悉く行ふべしと誓ふ

皇天上帝 萬々我を祐り給へ

第六段 國王威權此事

第五十三條

國王を過失有りしと雜害を加ふべしは執政官此者其  
責に任じんべし

第五十四條

御令を出はの權を國主は屬に

第五十五條

國王は外王事務に憲裁たる

第五十六條

國王は和親を決定すべし但し波動するや否や西  
會へ之を報告し其子之に依て國益何程安全何  
程おぼき見出ゆを証明すべし

第五十七條

國王は他國此君と和儀を結ひ并に法條約を取

第五十八條

若し國王は條約の中は國の大事は関之しと思  
ふは何れも其箇條を國會に告諭すべし

若し條約の中は本國をくは屬國の地を他國に讓  
り或は交易するが又を產來確定せる利權を改定  
し或は新法を立つる若し條件何れも國會形  
儀に非ざるは國王恐るし之を取極むるを得ん

第五十八條

國王は海陸軍に大權を惣括すべし

國王は軍務の官負を擔任し、又律法によりて定まり  
たる條例子を基き、官負を廢除し、俸給を増減  
すべし。

第五十九条

國王は歐羅巴外に在る屬地并に其移民を指揮  
する大権を總括すべし。

屬地は政務に於ても法則を律法によりて確定すべし。

屬地貨幣の事、亦律法によりて定むべし。

第六十条

屬地并に移民の情状如何なる形勢如何なるに  
依りて國王は國會へ詳論すべし。

屬地事務に用金に取極むる并に其任責の法を律法  
によりて之を定むべし。

第六十一条

國王は財政の大権を總括すべし。又諸役人に俸給を  
與へり、相渡すべき分を悉く國王に指揮すべし。

但し刑法事務諸官吏の俸給を律法によりて定むべし。

國王の指圖より法律條を國用金積り高の因り加  
入を重し

諸官員の隠居料を律法より之を定むべし

第六十二條

國王は貨幣を造るの權あり又其肖像を貨幣の表  
面より印出せしむるを得べし

第六十三條

國王は國人より勳爵を與ふるを得べし  
和蘭人も亦して他邦の爵位を受くるときは得べし

第六十四條

勳級を國王に立意し奉るべき律法より之を定むべし

第六十五條

他國勳級の職務なき者は國王之を授けりも妨げな

し又國王承知れ上りしもの諸王にも亦之を授けり

國王は臣民たる者も別殿の稱を受くべし非ざるも

決して他國の勳章貴号爵位を受くべしを得べし

第六十六條

國王は裁判所より裁判せし罪人に憐恤を加ふるの

権ありし處一

凡そ知人三年以上入牢の罪ありし贖罪を犯せる者又  
も重罪若し犯せる者若し是も國王之を裁判せる役人  
と相俵の上より此權を行ふを得べし其他此知  
人がれも大裁判後と相俵の上より此權を行ふを得  
べし

赦罪ありし吟味止む律法に非されし之を行ふべし

第六十七條

律法外の取扱も國王唯獨り律法に書き載せらるる

賤官に臨みて之を件にす

第六十八條

二州或は教府の長官に官する和を生し穩に満み至  
初の時に國王之を裁判にす

第六十九條

國王法案を作らるる之を國會に示すべし又國王要用  
と察するも何れも國會に命じて法案を作ら  
しむべし

國王を必會して作る法案を或も採用し或も廢



棄する此權何ぞ

第七十條

國王は兩院紳士を數と一院或は兩院共より選後せしむる此權何ぞ

但し選後を言渡す書付の中より必令四十日此間より新紳士を擧擧す二月此中より聚會すべき者を書加ふる

第七段 特進評議官并に諸事務為此事

第七十一條

特進評議官は但し方及び其心持方は律法にて之を取極む

國王は各評議官の長となり自余此人負を擧擧せ

在り十八歳以上がきも出席して一儀を加ふる

第七十二條

國王は作りて國會を下げし法案國王の命より國會の作りたる法案國內の諸法令屬國移及し示すべき布告書此類を國王より特進評議官に命じて録せし

むに

律法の布告并に諸律令の紙面の端に特進評議  
官評議滿れ趣を附記す處  
其他通別諸事も付國王若し評議官に評議を必  
用と察しむると阿れを即ち之を評議せむに  
但し右評議の裁形は國王の裁に依りて之裁形の廣  
くも逐一評議官に報告すべし

第七十三條

國王諸事務局を設け其長官たるべき執政官を撰

拔し又随意に之を解任すべし

各事務局執政官も政典并に法律法の王權に

屬しむる者を務めて施行するを任じむべし

執政官位責此事は律法に從ふべし

總して國王より出る裁決并に諸令の紙面に掛り

此事務局執政官一員に姓名を記録すべし